

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度のお知らせ

群馬県教育委員会

群馬県教育委員会では県立学校に在学する生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの「災害共済給付制度」は、学校の管理下で、児童、生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う国・県・保護者の三者の負担により成り立つ互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）に基づく国の公的給付制度なので、次のような特色を持っています。

- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157などの食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

給付の内容等は、センター法及びこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規程によりますが、令和7年1月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残った際の障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中（特別活動中を含む。）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の見学及び方法による通学（登下校）中
- ⑤ 寄宿舎にあるとき

災害の種類		災害の範囲	給付額の範囲
医療費	負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの※5	医療費（R6.10.1より、18歳以下医療費無償化）
	疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの※5 ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・溺水・熱中症・漆等による皮膚炎 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	・医療保険並の療養に要する費用の額の1/10が給付額となります。ただし、高額療養費の対象となる場合は、総医療費の3/10（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用の額」の1/10を加算した額。 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額。
障害		学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 4,000万円～88万円 [通学中の災害の場合2,000万円～44万円]
死亡		学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円[通学中の場合1,500万円]
突然死		学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500万円[通学中の場合も同額]
		学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの。	死亡見舞金 3,000万円[通学中の場合1,500万円]

（※障害見舞金は、平成31年4月1日以降に症状固定と医師に診断された場合の額です。

死亡見舞金は、平成31年4月1日以降に給付事由が生じた場合の額です。）

※1 災害共済給付は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効により請求権がなくなります。なお、初回の給付を受けていても、2回目以降の継続分も療養月から2年以内に請求しないと「月ごと」に時効となりますので、ご注意ください。

※2 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

※3 センターが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます（いわゆる自由診療を受けた場合は、かかった費用を医療保険診療の場合の算定方法で算出し直すこととなります。）。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。

- ※4 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のもの（したがって、医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、その3割分の1,500円以上要するもの）をいいます。
- ※5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ※6 ※3以外の法令の規定による給付等（例えば障害者自立支援法の自立支援医療）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行わない場合があります。
- ※7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育課程（特別支援学校小学部・中学部、中等教育学校前期課程）の児童生徒等に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- ※8 高等学校（中等教育学校後期課程）の生徒が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付は行われません。ただし、いじめや体罰等が原因で、故意に負傷・死亡等した場合はこの限りではありません。
- ※9 高等学校（中等教育学校後期課程）の生徒が、自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部が行われない場合があります。

加入手続きと災害共済給付掛金保護者負担額

◎災害共済給付掛金保護者負担額（令和7年1月1日現在）

群馬県立高等学校

（生徒1人あたり 年額）

学 校 種 別		共済掛金	保護者負担額	県費負担額
高 等 学 校	全 日 制 課 程	2, 1 6 5 円	1, 9 0 2 円	2 6 3 円
	定 時 制 課 程	9 9 5 円	8 6 4 円	1 3 1 円
	通 信 制 課 程	2 8 2 円	2 3 8 円	4 4 円

給付を受ける手続

お子様が「学校の管理下」で災害に遭い、病院等へかかったとき【医療費】の請求は、

- ① 「災害報告書」「災害継続報告書」……学校で作成します。
- ② 「医療等の状況」……学校から用紙（センターウェブサイト『学校安全 Web』からもダウンロードできます。）を受け取り、治療を受けた病院等で記入していただき、学校に提出願います。

（その場で記入していただけない場合もありますので、医師等の都合を確認の上、記入をお願いしてください。なお、医療等の状況の証明には医療機関によっては文書料がかかる場合があります。）

- ③ 1ヶ月の金額（点数）の医療費の合計が高額（7,000点以上）となる場合は、「高額療養状況の届」、治療用装具明細書には、「領収書の写し」を提出していただく必要があります。
- ④ 学校は、上記書類①～③を、教育委員会を経由してセンターへ提出します。
- ⑤ センターにおいて審査の上、給付金額を決定し、教育委員会を経て、学校を通じ保護者の皆様へお支払いします。

このように、請求手続は、学校が行いますから、お子様が「学校の管理下」で災害に遭った場合は、学校の指示を受けて必要な書類を揃え、治療の経過を報告するなど、学校との連携を密にしてください。

また、給付金は振興センターにおける書類の審査等終了後、お支払いいたしますので、書類を学校に提出してから支給されるまで通常約3～5ヶ月程度かかります。

【群馬県教育委員会担当部署】

健康体育課学校安全・給食係

T E L 027-226-4709（直）

027-223-1111（内4710）

F A X 027-243-3211